

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	宜野湾市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>宜野湾市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定、通知し、納付された保険料を管理する。また、期限内に納付がない保険料の解消に向け整理する。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。事業所からの請求については、沖縄県国民健康保険団体連合会(国保連合会)を介して支払を行う。総合事業に係る事務としては、サービス利用の申請を受け、事業対象者を決定する。決定者に関しては地域包括支援センターへ情報提供し、介護予防ケアマネジメントを作成してもらう。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・高齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認/整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤年金からの特別徴収や納付書等での普通徴収により、納付義務者から保険料等を徴収 ⑥徴収した保険料等の収納情報を管理し、過納付や誤納付があった場合は、納付義務者へ還付、充当を通知 ⑦期限までに納付が無かった納付義務者への督促状等の送付、滞納処分及び不納欠損を行うため、滞納情報を管理 ⑧納付義務者からの申請に基づき、介護保険料の納付証明書を交付 ⑨要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑩「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑪給付に関する事務(負担限度額認定証、住宅改修、福祉用具貸与、福祉用具購入、社福減免、居宅届) ⑫高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑬高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険または後期高齢者医療制度の給付事務に関する名寄せを行う。 ⑭保険者事務共同処理業務(本市では「保険者事務共同処理業務」について、国保連合会に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票、訂正連絡票」を提供している。) ⑮総合事業の申請受付 ⑯高額介護予防サービス等費相当事業の申請 ⑰高額医療合算介護予防サービス等費相当事業の申請 ⑱介護予防ケアマネジメント・居宅届 ⑲地域支援事業の任意事業の申請
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険資格賦課システム 2. 介護保険認定給付システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 伝送通信ソフト 6. 庁内連携システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバ 9. 高齢者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険資格賦課情報ファイル 2. 介護保険認定給付情報ファイル 3. 介護保険料収納情報ファイル 4. 介護保険料滞納情報ファイル 5. 宛名管理情報ファイル 6. 高齢者福祉情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 健康推進部 介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 健康推進部 介護長寿課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基システムと自動連係しているため、マイナンバーを登録、更新する事務は行っていない。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管し、廃棄するときは焼却現場に立ち会っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に則した内容のeラーニングによる研修を行う。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(新規追加)	総合事業に係る事務としては、サービス利用の申請を受け、事業対象者を決定する。決定者	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	⑪給付に関する事務	⑪給付に関する事務(負担限度額認定証、住宅改修、福祉用具貸与、福祉用具購入、社福	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(新規追加)	⑮総合事業の申請受付	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	介護長寿課長 崎間 賢	介護長寿課長 川上 一徳	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	追加	⑲地域支援事業の任意事業の申請	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 介護保険資格賦課システム 2. 介護保険認定給付システム 3. 収納管理システム	1. 介護保険資格賦課システム 2. 介護保険認定給付システム 3. 収納管理システム	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 介護保険資格賦課情報ファイル 2. 介護保険認定給付情報ファイル 3. 介護保険料収納	1. 介護保険資格賦課情報ファイル 2. 介護保険認定給付情報ファイル 3. 介護保険料収納	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	介護長寿課長 川上 一徳	介護長寿課長	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 93、94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和7年1月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	